沖縄県の観光振興を図る行催事の共催等に関する取扱要領

（趣旨）

第１条 この要領は、沖縄県（以下「県」という。）に対する行催事の共催、後援、賛又は協力（以下「共催等」という。）の申請について承認をする場合に必要な基準等を定めるものとする。

（共催承認の基準）

第２条 県は、沖縄観光の振興に効果があると認められ、かつ、全県的又はこれに準ずる規模の行催事であって、県がその企画若しくは運営に参画し、又はその経費の一部を支出するものについて共催の承認申請があった場合には、これを承認することができる。ただし、次の各号の一に掲げる行催事は、この限りでない。

（１）個人の行催事

（２）営利団体が行う営利のみを意図した行催事

（３）県の観光施策及びその実施に反する行催事

（４）政治的又は宗教的目的のみを意図した行催事

（５）その他県が不適当と認める行催事

（後援、協賛又は協力の承認の基準）

第３条 県は、沖縄観光の振興に効果があると認められ、かつ、適当と認められる 行催事について後援、協賛又は協力の承認申請があった場合には、これを承認することができる。 ただし、前条各号に掲げる行催事については、この限りでない。

（承認申請の手続き）

第４条 共催等の承認の申請をしようとする者は、承認申請書（第１号様式）を行催事開催日の１４日前までに県に提出しなければならない

（承認の審査及び決定）

第５条 前条の規定による申請があった場合は、県は第２条又は第３条の基準に基づいて審査し、承認するかどうかを決定するものとする。

２ 県は前項の承認をしたときは、当該申請書に対して承認書（第２号様式）を交付するものとする。（共催等の名義）

第６条 行催事の共催等の名義は、沖縄県とする。

（共催等名義使用の取消し）

第７条 県は、第５条に定める承認の決定の後においても承認基準に反する事項が生じた場合は、共催等の名義の使用を取り消すことができる。

（結果報告）

第８条 県の共催等の承認を受けた者は、共催等に係る行催事が終了したときは、速やかに結果報告書（第３号様式）に関係資料を添付して、県に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成元年４月１日から施行する。 （第１号様式）

　　　　　　　　平 成 　 年 　月 　 日

沖 縄 県 知 事

殿

申 請 者

団 体 名

代表者名 印

所 在 地

電話番号

行 催 事 の 後 援 に つ い て（ 申 請 ）

下記の行催事を実施するにあたり、沖縄県の後援について承認を申請します。

記

１．名 称

２．日 程

３．場 所

４．趣旨及び目的

５．内 容

６．他の主催、後援、協賛又は協力団体名（予定を含む。）

７．参加者（予定を含む。）

８．総事業費

９．経費負担の区分

１０．そ の 他

（第３号様式）

平成 年 月 日

沖 縄 県 知 事

　　　　　　　　殿

団 体 名

代表者名 　 　　 印

所 在 地

電話番号

行 催 事 の 結 果 に つ い て（ 報 告 ）

平成 年 月 日付け文振第 号により の承認があった行催事の結果について、下記のとおり報告します。

記

事 業 報 告

１．名 称

２．日 程

３．場 所

４．実施概要

５．参 加 者（県内・県外別参加者数及び算出方法について）

６．所見（効果等）

７．そ の 他